



年金受給者の事前の 所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前
に相談し、確定申告書を提出することができます。
※案内ハガキの送付はありません。

期間

2月4日(火)～2月6日(木)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
※混雑などにより、受付を早めに終了する場合があります。

場所

町民ホール(町役場西側)

持ち物

- 年金の源泉徴収票
- 社会保険料などの支払金額の分かるもの
- 生命・地震などの保険料控除証明書
- その他必要書類
- 印鑑
- 通帳（還付の場合）など

税 の申告の 準備はお早めに

申告期間
2月17日(月)～3月17日(月)

(土・日曜日を除く)

今年も2月17日(月)から所得税など
の申告が始まります。

☎ 桜井税務署 ☎ 42・3501

所得税の確定申告書が国税庁のホー
ムページで作成できます

自宅などのパソコンから国税庁
ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コー
ナー」に接続し、画面案内に従い必
要項目を入力すると、申告書などが
作成できます。

作成した申告書をそのまま税務署
へ、送付または持参で提出できます。
(申告書は折らずに封入してください)
給与所得者や年金受給者の還付
申告は、申告期間前でもできます。
※平成25年分は、1月上旬に公開さ
れる予定です。

e・Taxで電子申告を
することができます

さらに、e・Tax (国税電子申
告・納税システム：事前に所轄税務
署への届出や電子証明書の取得・機
器の購入など必要) を利用すれば、
作成したデータ
を確定申告書等
作成コーナーか
ら直接電子申告
することができます
ます。



記帳・帳簿などの保存制度の 対象者が拡大されています



事業所得などを有する白色申告
の人に対する現行の記帳・帳簿な
どの保存制度について、1月から
対象者が拡大されています。

対象

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべ
き業務を行うすべての人。

※確定申告の必要がない人も対象となります。

※制度の詳細については桜井税務署 (☎ 42-
3501) に問い合わせいただくか、国税庁ホーム
ページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧くだ
さい。



1月31日(金)までに平成26年度(平成25年中)の給与支払報告書の提出を

事業主の皆さん

個人住民税の特別徴収にご理解 とご協力をお願いします

税務課課税第一係 ☎ 34-2112

期限内に給与支払報告書の提出を

地方税法第317条の6の規定により、給与支払者(事業主)にはすべての従業員(パート・アルバイト・役員などを含む)の給与支払報告書を市町村に提出することが義務付けられています。平成26年度(平成25年中)の給与支払報告書の提出期限は、1月31日(金)です。

個人住民税の特別徴収の完全実施を

町では、地方税法の規定に基づく適正な課税と徴収を行うため、個人住民税(町県民税)の特別徴収(給与天引き)の完全実施を事業主の皆さんに働きかけています。

平成27年度から所得税の源泉徴収義務のある全ての事業所を、個人住民税の特別徴収義務者に指定する準備を進めています。

個人住民税の特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、個人の前年の所得に対してかかる税金を給与支払者(事業主)が毎月の従業員の給与から差し引き、翌月の納期限までに町に納入する制度です。

地方税法第321条の3などの規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収義務者として、パート・アルバイト・役員などを含むすべての従業員に対して個人住民税を特別徴収する必要があります(事業主や従業員の意思による徴収方法の選択はできません)。

なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により納期を年2回とする制度(納期特例)があります。

事業主の皆さんには、法令に基づく適正な特別徴収の実施にご協力をお願いします。

表1 消費税率と適用開始日

適用開始日	消費税率	地方消費税率	合計
4月1日	6.3%	1.7%	8.0%
平成27年 10月1日	7.8%	2.2%	10.0%

※経済財政状態により、引き上げの停止などの措置が取られる場合があります。

※引き上げ後の税率について、経過措置が適用されるものがあります。

表2 住宅ローン減税の改正(一般の住宅)

居住年	借入 限度額	控除率	各年の 控除限度額	最大 控除額
1月～ 3月	2,000 万円	1.0%	20万円	200万円
4月～ 平成29年 12月	4,000 万円	1.0%	40万円	400万円

※住民税の控除も拡大されます。

※認定住宅(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅)、自己資金により住宅の取得をした場合の対象住宅と控除限度額、住宅リフォーム対策をした場合の減税措置などの改正があります。詳細は桜井税務署へ問い合わせください。

消費税法の改正

主な改正内容は次のとおりです。

消費税収入の使途の明確化

国の収入について、年金・医療・介護の社会保障給付と少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てられます。

地方分の収入については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てられます。

消費税率・地方消費税率の引き上げ
表1のとおり2段階で引き上げることとされました。

消費税法に関する相談・問い合わせ
消費税の転嫁などについての相談は、消費税価格転嫁等総合相談センターへ問い合わせください。消費税法の改正について、分からないこと

などがあれば桜井税務署へ問い合わせください。

消費税価格転嫁等 総合相談センター

☎ 0570-200-123 (平日
午前9時～午後5時。3・4月は
土曜日も受付)

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>

桜井税務署

☎ 42・3501

※税務署での面接による個別相談を希望する人は、電話で予約をお願いします。

住宅ローン減税の改正

住宅の取得などにかかる住宅借入金などの年末残高の一定割合を、所得税額から控除することができる限度額が改正されます。(表2参照)